

「移動支援」サービスの利用について

◎サービス内容

障害のある方が、社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることが出来るものに対し、その際の移動の介護を行いません。

◎対象者

- ◆ 愛の手帳（療育手帳）を所持する知的障害者
- ◆ 就学児以上の障害児
- ◆ 身体障害者手帳を所持する以下の者
 - (1) 視覚障害者
 - (2) 脳性麻痺者であり、次の基準のいずれにも該当する者
 - (ア) 脳性麻痺による下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の手帳の交付を受けた者
 - (イ) 身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する者
 - (ウ) 単独での外出が困難な者
 - (3) 身体障害者で上肢かつ下肢かつ体幹の障害が2級以上であり、65歳未満に手帳の交付を受けた者
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳を所持する精神障害者

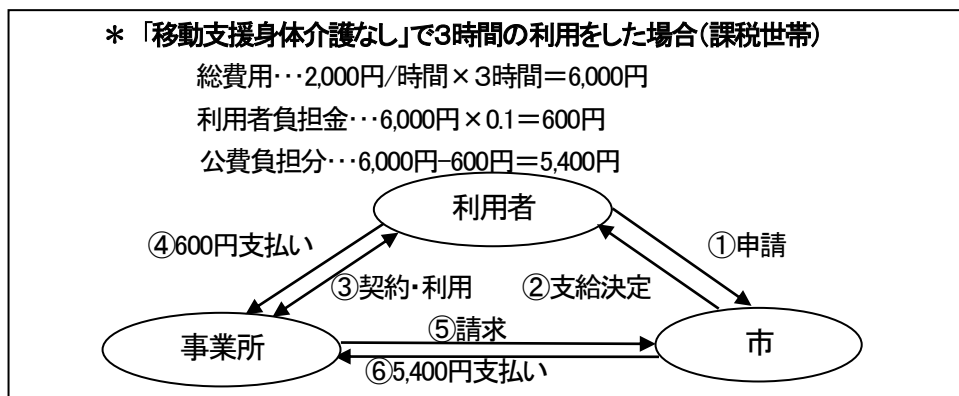
◎サービス種類

- ◆ 「移動支援身体介護あり」・・・以下の「1」、「2」に該当する者
 - 1 車椅子を利用している対象者
 - 2 身体介護を要する者であり、次の基準のいずれかに該当する者
 - (1) 行動援護スコア10点以上の者
 - (2) 放課後等デイサービス指標該当児
 - (3) 排尿又は排便において身体介護等（声かけ、促し等の簡易な支援を除く）が必要な児童
 - (4) 排尿又は排便に介助が必要な18歳以上の者で、次の基準のいずれにも該当する者
 - (ア) 愛の手帳を所持し、かつ、障害支援区分が3以上の者
 - (イ) 身体介護等（声かけ、促し等の簡易な支援を除く）が必要な者
- ◆ 「移動支援身体介護なし」・・・「移動支援身体介護あり」に該当しない者

◎対象内容

- ◆ 社会生活上外出が必要なとき又は余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があるが、他に介護者がいない場合
- ◆ 宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることができるもの
- ◆ 視覚障害者の病院の付き添いについては介護給付「通院等介助」にて行いません。ただし、緊急的な受診の場合は移動支援サービスも利用可能です。
- ◆ 学校(小学校・中学校・高等学校・特別支援学校)、学童クラブ、放課後等デイサービスに通うための利用
- ◆ 通所(就労継続支援(A・B型)、就労移行支援、自立訓練(生活・機能)、生活介護)のための利用
- ◆ 次の場合は、対象にはできません。
 - ・ 個人の生命(手術の同意書等)、財産(契約書等)、利益に関する判断を伴う代筆、署名等の行為
 - ・ 営利を目的とした行為に係る外出
例：通勤や事業主としての利用等
 - ・ 宗教的活動、政治的活動に係る外出
 - ・ ヘルパーによる訓練・療育・指導を目的とした行為

<利用例>



◎その他留意事項

- ◆ 支給決定通知、受給者証をもってその証明とします。
- ◆ 居宅での介護に対して支給するものであり、入院中や短期入所中は利用できません。
- ◆ 介護保険制度対象者は、介護保険制度の利用を優先します。
- ◆ 目的地に待機し、その復路について再び移動支援を利用する場合、目的地での待機時間については、移動支援の時間として算定しません。
- ◆ 利用者とサービス提供者が会ってから別れるまでをサービス提供時間とし、その間にかかった交通費などの実費については利用者が負担するものとします。
- ◆ 移動支援の支給期間は、毎年6月末までであり、更新する為には、別途手続きが必要です。
- ◆ 新規・更新の申請がされてない中での利用や支給量を超えた利用分については、原則、利用者が費用を自己負担することとします。